

家族信託編

家族信託_⑨ ～信託の税金と報告～

(毎回の事例とテーマは関連がありません)

2025.3. 20

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

家族信託⑨ ～信託の税金と報告～

信託のしくみはだんだんわかってきたのですが、税金には気を付けた方がいいと聞いたことがありますか。



信託財産の受益者を信託を設定する人、つまり委託者と別の人に設定すると、委託者から受益者への贈与になり贈与税が課されてしまいますので最大の注意点です。

へ～そうなんです。余分な税金なんか支払いたくないのですがどうすればよいのですか。



まずは、自益信託といって委託者と受益者を契約書上、同一人物にしておくことで信託設定時の贈与税は回避できます。

何か難しそうですね。贈与税は結構、税率が高いと聞きますが。



はい、高いですね。特例贈与の場合は直系尊属（例 祖父母）から贈与された場合、3000万円の信託財産の贈与税は45%-265万円なので、1,085万円にもなります。そんなお金ないですよ。だから信託を設定する時は最大限注意が必要です。

家族信託⑨ ～信託の税金と報告～

なんか、目的が全く達成できなくなりますね。だから自益信託で設定した方が少なくとも設定時には贈与税がかからないのですね。



はい、そうです。しかし、いずれ相続になってその財産が帰属する人に最終的には相続税がかかります。



後、信託を設定したら税務署に報告が必要って書いてありました。これはどういうものですか。



よく勉強されていますね。信託の設定時、運用時、変更時、終了時の4つの段階で報告が必要です。運用時は毎年なので少なくとも年1回の報告が必要になります。



注意しなければいけない点は他にありますか。



例えば賃貸アパートを信託している場合、賃料を受け取る受益者は不動産所得を確定申告しなければいけません。他のアパートが損失でも損益の通算ができないという点も注意が必要です。



本日、是非、知っていただきたいこと

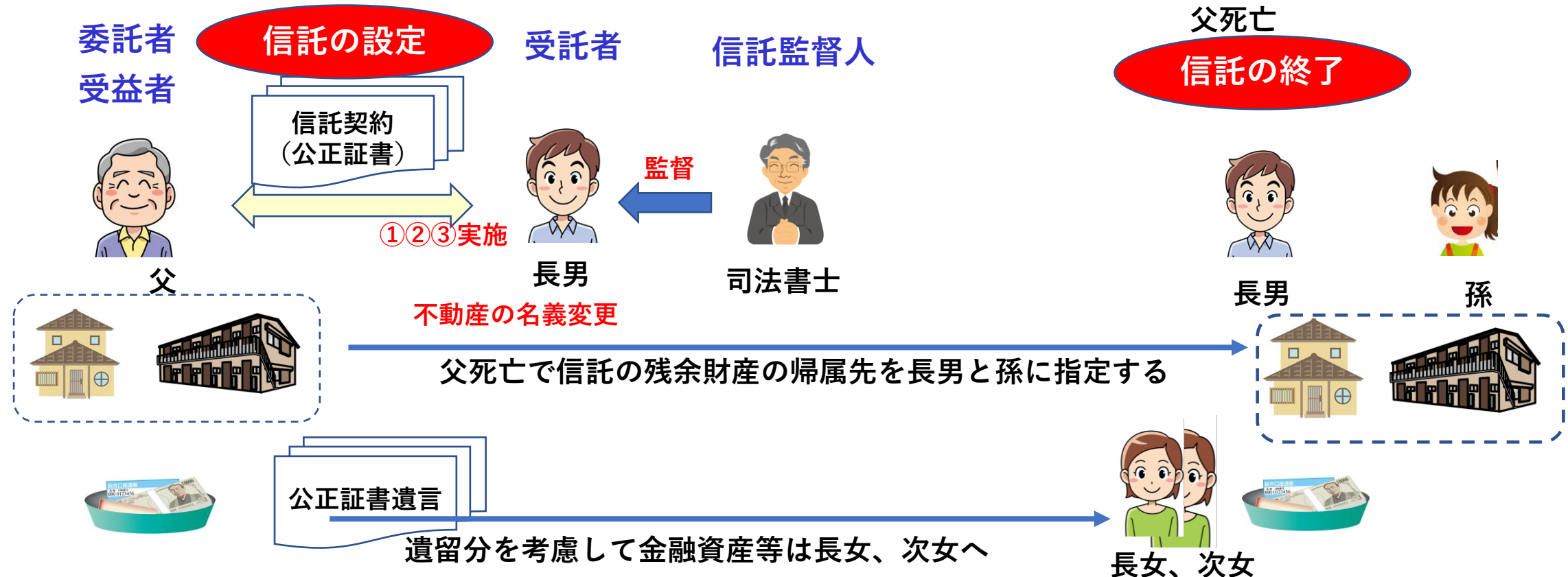
- ✓ 信託には自益信託と他益信託があります。委託者＝受益者である自益信託にすることで贈与税を回避することができます。
- ✓ 委託者≠受益者である場合、他益信託といって信託財産を贈与したとみなされて贈与税がかかりますので、信託スキームを作成する上で注意が必要です。
- ✓ 受託者には信託の設定時、設定期間中、変更時、終了時に税務署への報告義務があります。

事例8 家族信託と遺言書の併用

設定の背景、想い

目的：生前の財産管理と、認知症対策（後見制度を利用せずに）をする。

- ◆所有する農地、貸地、貸家等の不動産の相続税対策をしたい。将来、認知症になるとできないので対策をしたい。
- ◆不動産賃貸業を継ぐ長男に土地、家屋を相続させることで家族親族全員納得している。
- ◆①遊休資産の有効活用、②相続税評価減の施策の実行、③将来の納税資金確保を計画、実行



信託中の課税関係 ～誰に、いつ、何税が～

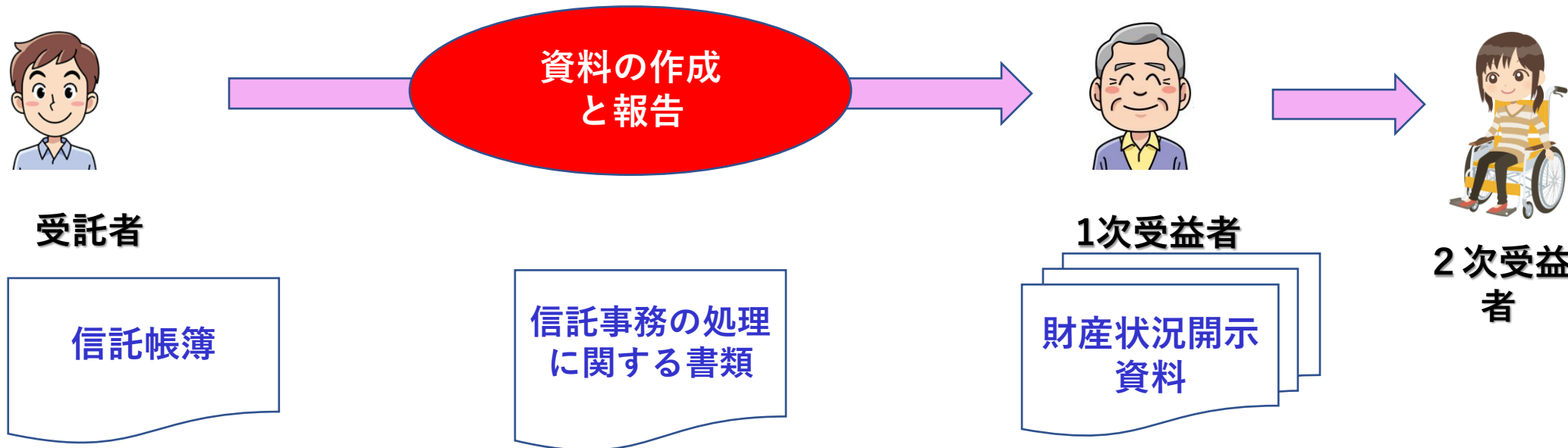
贈与税課税を避けるため、設定時は自益信託にすることが賢明です。

	贈与税	相続税	登録免許税	不動産取得税	固定資産税	所得税
設定時 自益信託	課税なし (生前)	—	受託者 (不動産)	—	受託者 (⇒実質、受益者)	—
他益信託	受益者 (生前)	—	受託者 (不動産)	—	受託者 (⇒実質、受益者)	—
信託期間中 自益信託	—	—	—	—	受託者 (⇒実質、受益者)	受益者が確定申告 (不動産：損益通算、 繰越損失不可)
他益信託	—	設定時の贈与税を回避し、税率が低く控除 もある相続税課税とするのが鉄則			受託者 (⇒実質、受益者)	受益者が確定申告 (不動産：損益通算、 繰越損失不可)
信託終了時 自益信託	残余財産の帰属権利者 (≠受益者、対価 支払無、 相続以外)	受益者 (相続) 受益権評価でなく 元の財産の評価	残余財産の帰属 権利者 (不動産)	帰属権利者	帰属権利者	—
他益信託	残余財産の帰属権利者 (≠受益者、対価 支払無、相続以外)	— (贈与税課税済)	残余財産の帰属 権利者 (不動産)	帰属権利者	帰属権利者	—

信託中の報告義務 ～対委託者、受益者～

受託者の報告義務がありますので、受託者は理解の上、受託するようにしてください。

◆受託者は、年に1回、一定の時期に「財産状況の開示資料」を作成し、原則として、受益者に報告しなければならない。（信法37②③） 怠った場合は100万円以下の過料。



簡易な帳簿可	例：信託財産の処分等の信託行為に係る契約書	例：貸借対照表、損益計算書、財産目録
随時作成	随時、作成、取得	1年に1回、一定時期に作成
原則、10年保管	原則、10年保管	原則、信託終了まで

信託中の報告義務 ～対税務署～

税務署への届出は4段階あるので受託者の義務です。信託の計算書等を提出期限までに税務署長に提出しない場合は、1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金があります。

段階	「信託に関する受益者別（委託者別）調書」	「信託に関する受益者別（委託者別）調書合計表」	「信託の計算書」	「信託の計算書合計表」	確定申告書に「不動産所得に関する明細書」
信託開始時	○（他益信託） -（自益信託） （50万円超の場合効力発生の翌月末まで）	○（他益信託） -（自益信託） （効力発生の翌月末まで）	—	—	—
信託期間中	—	—	○ （3万円以上の信託収益、1月31日まで3万円未満なら提出不要）	○ （3万円以上の信託収益、1月31日まで3万円未満なら提出不要）	○
信託変更時（受益者、契約内容）	○ （変更があった月の翌月末日まで）	○	—	—	—
信託終了時	○ （信託が終了しても新たな者に権利が移転しない場合や残余財産額が少額の場合は、提出不要）	○ （信託が終了しても新たな者に権利が移転しない場合や残余財産額が少額の場合は、提出不要）	—	—	—

青○：受託者、赤○：受益者に提出義務が発生する。



信託の報告義務 ～証書～

信託に関する受益者別（委託者別）調書

受益者	住所 (居所)		氏 名 又 は 称												
			個 人 番 号 又 は 法 人 番 号												
特定委託者	又は		氏 名 又 は 称												
		個 人 番 号 又 は 法 人 番 号													
委託者	所在地		氏 名 又 は 称												
		個 人 番 号 又 は 法 人 番 号													
信 託 財 産 の 種 類		信 託 財 産 の 所 在 場 所		構 造 ・ 数 量 等				信 託 財 産 の 価 額							
信託に関する権利の内容		信 託 の 期 間	提 出 事 由	提出事由の生じた日				記 号 番 号							
		自 . . 至 . .		. .											
(摘要)															
(令和 年 月 日提出)															
受託者	所在地又は住所(居所)	(電話)													
	営業所の所在地等	(電話)													
	名称又は氏名														
	法人番号又は個人番号														
整 理 欄		①				②									

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

出所：国税庁HP

Thinking time !

信託に関する税金に注意しましょう。

自益信託と他益信託

- ・ 自益信託と他益信託の違いは何でしょうか。
- ・ 税金面ではどのような違いがあるのでしょうか。



税務署への報告

- ・ 報告義務が誰に課されていますか。
- ・ 報告はいつの段階でしなければならないのでしょうか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

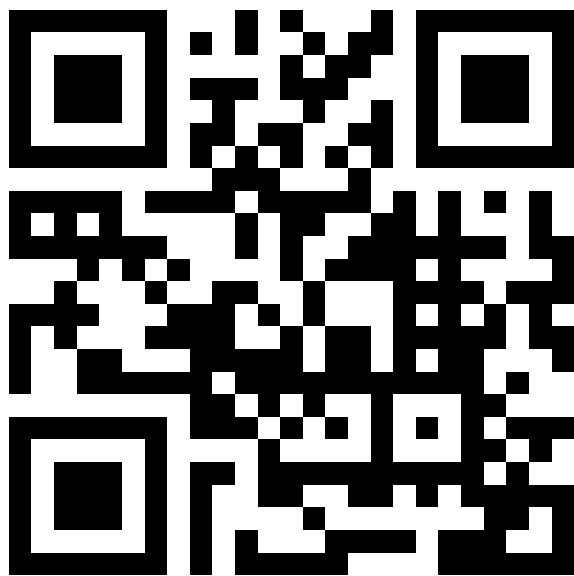
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

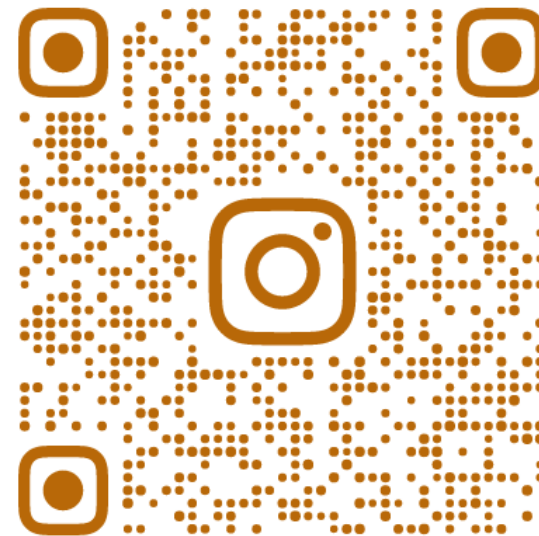
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN